

都計第 114 号  
平成20年 8 月27日

秋田市都市環境の創造および  
保全に関する審議会 会長 様

秋田市長 佐竹 敬久



秋田市景観計画の策定に関する必要事項の  
調査および審議について（諮問）

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市  
条例第25号）第9条第2項第1号の規定に基づき、次の事項について諮  
問します。

諮問事項

秋田市景観計画の策定に関する必要事項の調査および審議について

諮問理由

本市では、平成14年7月に現行の秋田市都市景観条例を制定した  
が、その後、以下の状況変化が生じている。

- （1）平成17年1月11日に1市2町が合併し、市域が旧秋田市の約  
2倍となった。
- （2）平成17年6月に景観法が全面施行された。
- （3）平成18年度から新屋表町通りで地元関係者による景観まちづ  
くりの取組が展開されている。

このため、現行条例に基づく景観形成施策を法に基づく制度体系  
に移行し、市民が主体的に地域の景観づくりに取り組むことができ  
る環境を整備する必要がある。